

# 「やまがた健康づくり応援企業」募集要領

## 1 目的

県では「健康長寿日本一」の実現に向け、山形が誇る豊かな“食”を楽しみながら県民総参加で食生活の改善に取り組む「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開している。

この度、社会貢献活動として、県民に減塩や野菜の摂取を呼びかける活動を行うとともに、減塩商品やベジアップ商品が気軽に購入できる社会環境づくりに取り組むスーパー等を募集し、「やまがた健康づくり応援企業」（以下「応援企業」という。）として活動していただくことにより、本県における健康的な食生活の普及・定着を促進する。

## 2 応募要件等

### (1) 応募要件

県民に減塩や野菜の摂取を促すための取組みとして、主体的に減塩・ベジアップキャンペーンを実施し、県若しくは他の応援企業が実施するキャンペーンに協力すること。

#### <キャンペーンの実施例>

- ・来店者に減塩やベジアップを呼びかける宣伝や催しを行う。
- ・野菜たっぷりの惣菜等を商品化し、米沢栄養大学推奨商品として店頭で販売する。
- ・手軽に野菜料理が作れるレシピを配置し、必要な食材をまとめて買えるコーナーを設ける。
- ・減塩商品や野菜たっぷりの惣菜等の特設コーナーを設け、重点的に宣伝する。
- ・フェアやサービスデーに合わせ、減塩やベジアップに貢献する商品にポイント等を付ける。
- ・チラシ、新聞広告、CM、ホームページ、SNS等で、上記について宣伝する。

キャンペーンの実施内容は自社で創意工夫するものとする。

ただし、県が適当でないと認める活動はキャンペーンの対象外とする。

### (2) 対象企業

- ① キャンペーンを実施するスーパー等
- ② キャンペーンに協力する食品開発製造業者等

## 3 応募方法等

応援企業として登録を希望する企業等は、申込書（様式1）に必要事項を記入し、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課（以下「県」という。）に提出する。

登録内容に変更があった場合は、変更届出書（様式2）を県に提出する。

## 4 応援企業の登録等

県は、申込書（様式1）の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認められるときは応援企業として登録する。

応援企業の名称等については、県ホームページに掲載するとともに、ポスター・チラシ等の啓発資材に掲載することとする。ただし、当該年度ポスター・チラシ等への掲載は、6月末日までに応募した企業に限る。その後に応募した場合の掲載は翌年度とする。

## 5 登録の抹消

次に掲げる事項に該当する場合は、応援企業の登録を抹消する。

- ① 応援企業から登録抹消の申し出があった場合
- ② 2の応募要件等の事項を満たさなくなった場合

## 6 米沢栄養大学の推奨商品等

### (1) ロゴマークシールの使用

応援企業は、県民に減塩やベジアップを呼びかけるため、県に登録した減塩商品又はベジアップ商品に対し、米沢栄養大学の推奨商品であることを示すロゴマークシールを貼付して販売することができる。

### (2) 対象商品

ロゴマークシールを使用できる減塩商品又はベジアップ商品は、県が別に定める基準を満たした商品とする。

なお、一部の減塩商品（JSH 減塩食品リスト掲載）については、売場でのロゴポップ掲示とする。

### (3) 登録等

応援企業が対象商品にロゴマークシール、ロゴポップの使用を希望する場合は、届出書（様式A）に必要事項を記載し、所管の県保健所に提出する。

県保健所は、届出書（様式A）の提出があった場合は、内容を審査し、基準を満たしている商品を栄養大推奨商品として登録し、ロゴマークシールデータを提供するものとする。

### (4) その他

応援企業が、応援企業である旨、又は県のロゴマークをポスターやチラシ等に表示する場合は、事前に県に報告しなければならない。

## 7 活動状況の報告

県は、必要に応じて、応援企業に対しその活動状況等について、報告を求めることができる。

### 附 則

この要領は、令和3年6月 1日から施行する。

この要領は、令和4年4月20日から施行する。

この要領は、令和6年5月 9日から施行する。